

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 対策の全体像

1 本章における対策の基本的考え方

道路や鉄道といった交通関連施設は、都市の活動を支える基盤として重要な役割を担っており、人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行い、市民の生命を守るため、発災時においてもその機能を確保する必要がある。

また、発災後の市民の暮らしを支え、都市機能を維持するためには、上下水道をはじめとした各種ライフラインの機能を確保するとともに、こうした施設を機能させるためのエネルギー(電力)の確保が不可欠である。

本章では、市民生活や都市機能を支える交通ネットワークやライフライン、エネルギー確保についての対策を示す。

2 現在の到達状況

- ・耐震、不燃化の現況の把握
- ・沿道不燃化の推進

3 課題

- ・木造住宅地域の災害危険
- ・狭あい道路の閉塞
- ・避難路、緊急輸送路の確保
- ・落下倒壊物による危険

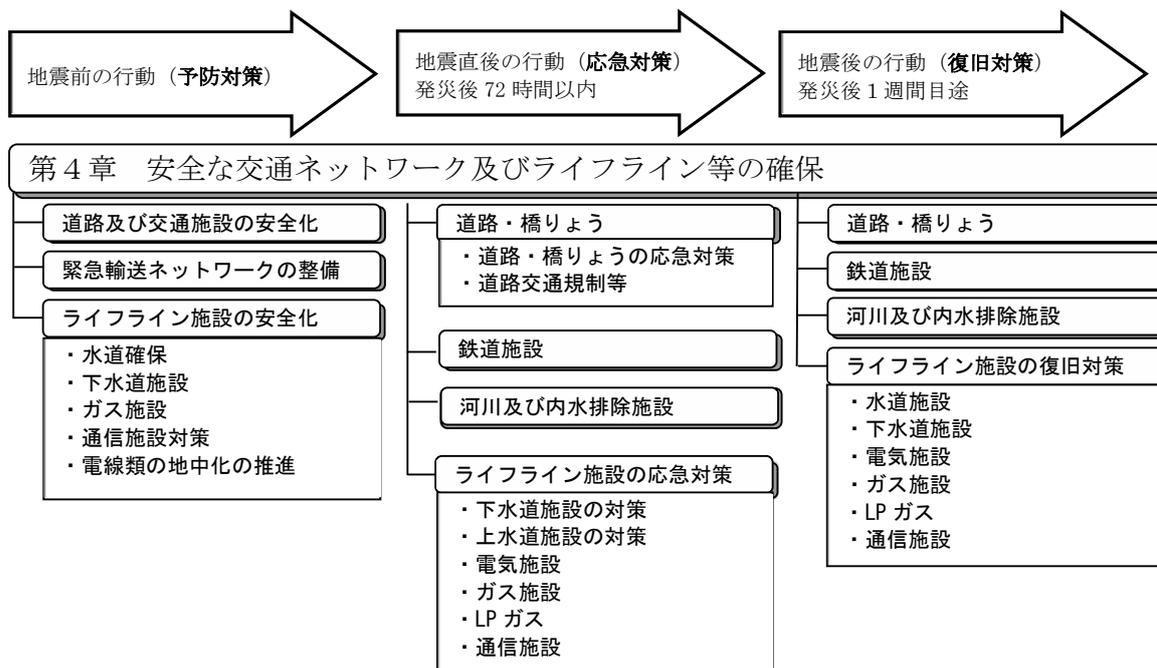
4 対策の方向性

- ・耐震改修促進計画に基づく公共建築物の積極的な耐震化促進
- ・木造住宅地域の耐震化不燃化促進による災害危険の解消
- ・特定緊急輸送道路沿道の耐震不燃化
- ・落下倒壊物の対策

5 到達目標

- ・建築物の耐震、不燃化による被害の軽減
- ・発災時の延焼の防止

6 具体的な取組一覧



第2節 予防対策

1 耐震性についての考え方

施設構造物や建築物等の耐震性を検討するにあたっては、原則として、国における耐震設計基準見直しの動きに対応するものとするが、市においては、都と同様に「首都直下地震等による東京の被害想定」で明らかになった最大震度6強を超える揺れをも視野におくものとする。しかしながら、全ての施設構造物等をあらゆる地震動に対しても常に無傷で耐えられるように整備することは、技術的・財政的にも限界があるため、次のように対応するものとする。

生命の安全を第一とし、施設の被害はある程度容認しつつも施設全体の被害を最小限に食い止めるために、施設構造物等に応じた耐震性向上を図る。

2 道路及び交通施設の安全化 《道路交通課・都・鉄道事業者》

道路・鉄道等の施設が地震によって、大きな被害を被った場合、人命に係る大事故につながるのみならず、応急対策・復旧対策に大きな支障をもたらす。このため、道路・鉄道等の管理者は、施設の耐震性の確保や、防災施設の整備など安全対策の推進に努める。

(1) 道路施設 《道路交通課・北多摩北部建設事務所》

道路は都市を支える施設であるとともに、災害時には避難及び応急対策を実施する上で重要な役割を担っている。このため、各道路管理者は、ネットワークの整備をはじめ、橋りょうの耐震性の確保や、防災施設の整備を図ってきたところである。

市においては、平成25年度に作成された「橋りょう長寿命化修繕計画」をもとに、今後、更に道路施設等の安全対策を推進する。

ア 対策内容

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震性と施設の安全化対策 <ul style="list-style-type: none"> ・道路の構造物については、「橋、高架の道路等の新設及び補強に係る当面の措置について」（建設省道路局平成7年5月）やこれを踏まえて改訂された「橋、高架の道路等の技術基準」（国土交通省道路局平成24年2月）、及び「道路橋示方書」（(社)日本道路協会・平成24年3月）に従い、地質・構造などの状況に応じ、東京都が想定する首都直下地震によって落橋や倒壊を生じないように、昭和56年以前の建築物の耐震化を重点的に、耐震性強化を実施 ○事業計画 <ul style="list-style-type: none"> ・市が管理する道路について、利用者の安全確保を図るため、道路の安全性及び橋りょうの耐震性の強化を図る。

(2) 鉄道施設 《清瀬消防署・JR東日本・西武鉄道》

鉄道は、多数の人員を高速で輸送するという機能をもつことから、災害時において設備の故障や安全装置の作動により列車が停止すると利用者の混乱が予想されるため、各鉄道機関は、施設の強化や防災施設の整備を進めてきたところであるが、今後とも、これら施設等の改良整備を推進し、人命の安全確保及び輸送の確保を図るものとする。

ア 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
清瀬消防署	○東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成を指導する。
各鉄道機関	○耐震性と施設の安全対策 ・構造物は「既存鉄道構造物の耐震補強に関する指針」（平成13年6月国土交通省通達）、「鉄道構造物等設計標準(耐震設計)」（平成21年5月国土交通省通達）により、適切に対応する。
J R 東 日 本	○今後の事業計画 ・防災情報システムの導入により、リアルタイムに情報を感知し、列車防護が速やかにできる体制をととのえる。 ・緊急耐震補強(平成7年7月)が策定され、以降耐震補強が必要な構造物の補強工事を実施してきた。3.11以降、首都直下地震に備えた耐震補強対策の実施と強化を推進していく。 ・運転士、指令間の情報連絡設備の整備列車の緊急停止装置の整備と並行して、停止後の運転再開の指示、列車の被害状況の報告等を的確かつ迅速に行うため、運転士、指令間の無線による情報連絡設備の整備を図っていく。
西 武 鉄 道	○今後の事業計画 ・駅舎、事業所 ①年1回の定期検査により点検を実施する。 ②建物の位置、構造については、建築基準法その他関係法令に基づき耐震性上の安全を確保する。 ・その他の構造物については、定期検査により健全度を調査し、必要に応じ補修を行い、機能の強化を図る。

3 緊急輸送ネットワークの整備 《都・都市計画課・道路交通課・東村山警察署》

(1) 緊急輸送道路・特定緊急輸送道路の定義

用語	定義・指定道路
緊急輸送道路	○阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点とを相互に連絡する道路をいい、第1次から第3次まで設定されている。

緊急輸送道路	指定道路	<p>【第1次】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東京都道・埼玉県道 40号さいたま東村山線(志木街道) ○東京都道・埼玉県道 40号さいたま東村山線(長命寺前交差点から東京都道・埼玉県道 24号練馬所沢線との交差点まで) ○東京都道 15号府中清瀬線(東京都道・埼玉県道 24号練馬所沢線との交差点以南) ○関越自動車道
緊急輸送道路	指定道路	<p>【第2次】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東京都道・埼玉県道 24号練馬所沢線(小金井街道)(元町五差路以北) ○東京都道 15号(小金井街道)(元町五差路から松山三交差点まで) ○東京都道 226号東村山清瀬線 ○清瀬市市道 0106号線(市役所通り)(志木街道との交差点から清瀬市役所入口まで) <p>【第3次】</p> <p>指定なし</p>
特定緊急輸送道路	定義	<ul style="list-style-type: none"> ○「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」(以下「条例」という。)第7条第1項に規定する特定緊急輸送道路は、次の考え方にに基づき指定されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路のうち、主要な防災拠点、空港や港湾などを結ぶ道路及び他県からの緊急物資や救援活動の受入れのための主要な道路の機能を確保するため、第1次緊急輸送道路は全て特定緊急輸送道路に指定する。 ・東京都地域防災計画に基づき災害時の区市町村本部を設置する区市町村庁舎との連絡に必要な第2次又は第3次緊急輸送道路は、特定緊急輸送道路に指定する。 ・他県の第1次緊急輸送道路との連絡に必要な第2次又は第3次緊急輸送道路は、特定緊急輸送道路に指定する。
	指定道路	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都道・埼玉県道 40号さいたま東村山線(志木街道) ○東京都道・埼玉県道 24号練馬所沢線(小金井街道)(元町五差路から郵便局前交差点まで) ○東京都道 15号(小金井街道)(元町五差路から松山三交差点まで) ○清瀬市市道 0106号線(市役所通り)(志木街道との交差点から清瀬市役所入口まで) ○関越自動車道

出典：東京都耐震ポータルサイト「特定緊急輸送道路図」(令和4年3月参照)

(2) 対策内容と役割分担

震災時の緊急輸送を円滑に行うため、指定拠点と他県及び指定拠点相互間を結ぶ緊急輸送ネットワークの整備(特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化等)に務める。

ア 対策内容

機関名	対策内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の緊急輸送ネットワークの拠点を指定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の都指定拠点：清瀬市役所(一次)、清瀬消防署(二次)、国立病院機構東京病院(二次：災害拠点病院)、株式会社千代田(二次：医療用ガス販売業者倉庫)、清瀬市健康センター(二次)、清瀬市立清瀬中学校(二次：医療近接ヘリ拠点離着陸場)

市	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の市指定拠点：水再生センター ※ 水再生センターまでのアクセス道路についても、特定緊急輸送道路に準じて指定するよう努め、併せて沿道建築物の耐震化を図る。 ○市内の各拠点について、緊急輸送ネットワークの整備(特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化等)に努める。 ○市内の緊急輸送道路以外の道路については、市内の防災拠点を結ぶ主要道路との整備に努める。
---	--

イ 緊急輸送ネットワーク

震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第一次(区市町村、他県との連絡)、第二次(主要初動対応機関との連絡)、第三次(緊急物資輸送拠点との連絡)の緊急輸送ネットワークを整備する。

【緊急輸送ネットワークの解説】

第一次緊急輸送ネットワーク	応急対策の中核を担う都本庁舎、立川地域防災センター、区市町村庁舎、輸送路管理機関及び重要港湾、空港等を連絡する輸送路
第二次緊急輸送ネットワーク	第一次緊急輸送路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等を連絡する輸送路
第三次緊急輸送ネットワーク	トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と区市町村の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路

4 ライフライン施設の安全化 《下水道課・道路交通課・環境課・都・各民間事業者》

ライフライン施設は、都市機能そのものを支えるといっても過言ではない。本市においても、地震によりこれら施設に被害が生じた場合、市内全体に影響を及ぼし、都市生活を維持することが困難となるおそれがある。このため、震災時においても、ライフライン施設がその機能を十分に発揮し、市民生活に及ぼす影響を最小限にとどめるための安全化対策を実施する。

(1) 水道施設 《都》

水道事業は都の事業であり、市内にある浄水所などの水道施設は、都水道局が管理している。

ア 対策内容

機 関 名	対 策 内 容
東京都水道局 立川給水管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道施設の耐震化の着実な推進 ○ 耐震継手管への取替えの大幅な前倒しを実施 ○ バックアップ機能の更なる強化 ○ 自家発電設備の増強整備による電力の自立化

(2) 下水道施設 《下水道課》

本市の下水道施設は、管渠の総延長が約 185km あり、その内訳は幹線が約 10km、枝線が約 175km である。排除方式は、分流方式で污水管の整備率は、100%に達している。また、市内には、当市をはじめ、東大和、武蔵村山、東久留米、西東京、小金井、武蔵野、小平、東村山を処理区とする下水道処理施設である清瀬水再生センター（都施設）がある（令和元年3月現在）。

ア 対策内容

機 関 名	対 策 内 容
市 都	<ul style="list-style-type: none"> ○管渠の耐震化 <ul style="list-style-type: none"> ・市は、下水道地震対策緊急整備計画に基づき、震災時における下水道の流下機能を確保するため、防災拠点から排水を受ける一部の管路について、平成 25 年度までに管渠の耐震化を行った。 ・管渠の安全化対策として、管渠の健全性の調査を実施し、安全性の低下が認められる管渠から計画的に整備を行う。 ・下水道施設の処理能力の強化として、台風やゲリラ豪雨などによる道路冠水及び浸水を防ぐよう公共下水道として雨水排水能力の向上に向けた整備を行う。 ○施設の耐震化 <ul style="list-style-type: none"> ・清瀬水再生センターでは、施設の耐震化を行うとともに、電気が停止した際にも污水处理機能を確保するため、非常用電力を確保している。 ○污水处理施設の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書」に基づいて、災害時に避難所等から発生するし尿については、清瀬水再生センターで受入れ、処理する。

(3) 電気施設 《東京電力グループ》

電気施設には、火力等の発電所と、この電力を供給するための送電線、変電所、配電線などの電力流通施設がある。

ア 対策内容

機 関 名	対 策 内 容
東 京 電 力 グ ル ー プ	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の安全対策 <ul style="list-style-type: none"> ・震災時における電力供給確保のため電力施設は、耐震設計基準に基づき設置されており、軟弱地盤の地域など、特に問題のある箇所については、きめ細かい設計を行い施工している。 ○整備計画 <ul style="list-style-type: none"> ・電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切替等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。

(4) ガス施設 《東京ガスグループ・ガス事業者》

東京ガスでは、ガスを供給するための主要施設4か所のLNG基地で製造された都市ガスは、東京を囲むように環状に設置された高圧導管で首都圏一円に送られ、そこから利用者の近くまでは中圧導管で送られ、さらに低圧導管に枝分かれして各家庭などへ供給されている。

ア 対策内容

機 関 名	対 策 内 容
東京ガスグループ	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の安全対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ガス導管は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並びに建築学会、土木学会の諸基準及び日本ガス協会に基づいている。 ○整備計画 <ul style="list-style-type: none"> 東京ガスグループ地震対策の基本方針に基づき、今後も以下の事項について整備する。 ・製造所および整圧所設備 <ul style="list-style-type: none"> ①重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ、安全性を確保する。 ②消火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止に努める。 ・供給設備 <ul style="list-style-type: none"> ①導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上に努める。 ②全ての地区ガバナにS Iセンサーを設置し、揺れの大きさ(S I値)・ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。この情報を解析し高密度に被害推定を行い、迅速な供給停止判断及び遮断する体制を整備。
ガス事業者	○災害時におけるLPガスの活用を促進

(5) 通信施設対策 《清瀬郵便局・NTT東日本》

震災時の混乱の発生を防止するには、迅速かつ的確な情報の伝達を図ることが必要であり、この中で通信の果たす役割は非常に大きい。このため、震災による通信施設の被害を最小限に防止するため、通信設備及び付帯設備の防災設計(耐震・耐火・耐水設計等)を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

関東大震災の規模と被害状況を参考として局舎設計がなされており、また地震に起因する火災等の二次災害防止のため、機械棟窓面に鎧戸等を設置している。以下対策内容を示す。

ア 対策内容

機 関 名	対 策 内 容
N T T 東 日 本	<p>○電気通信設備等の高信頼化 次のとおり電気通信設備と、その附帯設備(建物を含む。以下「電気通信設備等」という。)の防災設計を実施する。</p> <p>①豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域は耐水構造化を行う。</p> <p>②暴風又は豪雪のおそれのある地域は耐風又は耐雪構造化を行う。</p> <p>③地震又は火災に備えて、耐震及び耐火構造化を行う。</p> <p>○電気通信システムの高信頼化 災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行う。</p> <p>①主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。</p> <p>②主要な中継交換機を分散設置する。</p> <p>③大都市において、とう道(共同溝を含む。)網を構築する。</p> <p>④通信ケーブルの地中化を推進する。</p> <p>⑤主要な電気通信設備について、必要な予備電源(移動電源車配備、燃料確保/供給オペレーション等)を確保する。</p> <p>⑥重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。</p>
清 瀬 郵 便 局	<p>○郵便物の運送、取集、配達を確保を図るため、車両等の運送、集配施設、用具の整備に努める。</p> <p>○郵便局舎における防災設備の整備及び災害時における応急復旧に必要な資材、用具の備蓄等の整備に努める。</p>

(6) 電線類の地中化の推進 《道路交通課・東京電力グループ・NTT東日本等》

道路上の電線類を地中化することにより、災害時の救助活動の円滑化や避難道路機能の充実など、都市防災の一層の向上を図るとともに、高度情報化社会において欠かせない電力の安定供給と通信の信頼性の向上を図るため積極的に整備を推進する。

5 共同溝への対応 《清瀬消防署》

一定規模以上のとう道・共同溝及び道路トンネル等については、火災予防条例で消防活動上必要な事項について届出を義務付け、情報を把握する。

また、非常用設備の設置、出火防止に関すること等について、届出に添付を求める。

第3節 応急対策

道路、橋りょう、河川、鉄道等の公共施設は、道路交通など都市活動を営む上で重要な役割を担っており、これらが災害により損壊した場合は、救助・救急、及び救援・救護活動等に重大な支障を及ぼすこととなる。このことから、これらの公共施設等が被災した場合に、速やかに応急措置を講じるための必要な事項を定める。

災害が発生した場合、各公共土木施設等(河川、道路、下水道、公園等)の施設管理者は、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための応急・復旧措置を講じるものとする。

1 道路・橋りょう 《都市整備部班・北多摩北部建設事務所・東村山警察署》

(1) 道路・橋りょうの応急措置

災害が発生した場合、各道路管理者等は、所管の道路、橋りょうについて、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置、迂回道路の選定など、通行者の安全対策を講じるとともに、パトロール車等による広報を行うほか、被災道路、橋りょうについては、応急措置を実施する。

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
市	<p>○市は、中学校区を単位とした5班体制により、震災初期における被害状況や通行可能道路の情報を速やかに把握し、市本部長室に報告する。また、道路上の障害物の除去(車両移動を含む。)等を実施し、被害状況に応じた応急措置を行い交通の確保に努める。</p> <p>○水道、下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。</p> <p>緊急のため、その暇がない場合には、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等市民の安全確保のための措置をとり、事後連絡するものとする。</p>
北多摩北部建設事務所	<p>○所管の道路・橋りょうについては、協力業者などと連携して調査・点検を行い、被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置や迂回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。</p>

(2) 道路交通規制等

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
警 視 庁	<p>○発災時における通行止め等の措置など通行者の安全対策を講じる。</p> <p>○パトロール等を兼ねた広報を実施する。</p> <p>○被災道路、橋りょうについての応急措置及び応急復旧対策を実施する。</p> <p>○発災時における、被災状況に応じた交通規制等の措置など、通行者の安全対策を講じる。</p>

警 視 庁	<p>○道路交通規制等</p> <p>被災状況や隣接県も含めた警察の体制等に応じて、柔軟に対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一次交通規制(災害発生直後) <ul style="list-style-type: none"> ①環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。 ②環状7号線内側への流入禁止の実効性を高めるため、環状8号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。 ③緊急自動車専用路指定予定路線を緊急自動車専用路として指定し、緊急自動車等以外の車両の通行を禁止する。 ④自転車、路線バスは、環状7号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし「緊急自動車専用路」上は通行禁止。 ・第二次交通規制 <ul style="list-style-type: none"> ①前記緊急自動車専用路指定予定路線を「緊急交通路」とするほか、その他の路線についても、被災状況等に応じて緊急交通路に指定する。 ②自転車、路線バスは、環状7号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、「緊急交通路」上は通行禁止。
-------	---

【運転者等に対する広報の内容(運転者のとるべき措置)】

<p>○原則として、現に車両を運転中の運転者を除いて、車両を使用しないこと。</p> <p>○現に車両を運転中の運転者は、速やかに緊急自動車専用路又は緊急交通路以外の道路又は道路外に車両を移動させ、目的地に到着後は車両を使用しないこと。</p> <p>○首都高速道路等を通行している車両の運転者は、次の原則を守ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慌てずに減速した後、右車線を緊急自動車専用又は緊急通行車両用の通行路として空けるため左側に寄せて停車し(渋滞等で左側に寄せられない場合は、右側に寄せ、道路中央部分を緊急自動車専用又は緊急通行車両用の通行路として空けること。)、エンジンを止める。 ・カーラジオ等で、地震情報、交通情報等を聞いて状況を把握する。 ・危険が切迫している場合以外は、自分の判断のみだりに走行しない。 ・カーラジオ、交通情報板等による警察、首都高速道路株式会社等からの指示、案内又は誘導に従って行動する。 <p>○やむを得ず車両を道路上に置いて避難する場合は、次の原則を守ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交差点を避け、道路の左側端に寄せて停車する。 ・エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておく。 ・窓は閉め、ドアはロックしない。 ・貴重品を車内に残さない。

【「緊急自動車専用指定予定路線」の指定】

国道4号ほか(日光街道ほか)	国道17号ほか(白山通りほか)	国道20号(甲州街道ほか)
国道246号(青山通りほか)	都道8号(目白通り)	都道405号ほか(外堀通りほか)
都道8号(新目白通り)	首都高速道路・東京高速道路株式会社社線・自動車専用道路・高速自動車国道	

【「緊急交通路指定予定路線」の指定】

国道1号(永代通り)	国道1号(第二京浜ほか)	国道6号(水戸街道ほか)
国道14号(京葉道路)	国道15号(第一京浜ほか)	国道17号(新大宮バイパス)
国道122号(北本通りほか)	国道254号(川越街道ほか)	国道357号(湾岸道路)
都道2号(中原街道)	都道4号ほか(青梅街道ほか)	都道7号ほか(井の頭通りほか)
都道312号(目黒通り)	都道7号(睦橋通り)	都道315号(蔵前橋通りほか)
国道16号(東京環状ほか)	国道20号(日野バイパスほか)	国道139号(旧青梅街道)
国道16号(東京環状)	国道16号(大和バイパスほか)	国道246号(大和厚木バイパス)
都道9号(稲城大橋通りほか)	都道14号(東八道路)	都道15号ほか(小金井街道)
都道17号ほか(府中街道ほか)	都道18号(鎌倉街道ほか)	都道20号ほか(川崎街道)
都道29号ほか(新奥多摩街道ほか)	都道43号ほか(芋窪街道ほか)	都道47号ほか(町田街道)
都道51号(町田厚木線)	都道59号(八王子武蔵村山線)	都道121号(三鷹通り)
都道153号ほか(中央南北線ほか)	都道158号(多摩ニュータウン通り)	都道169号ほか(新滝山街道ほか)
都道173号(北野街道)	都道248号ほか(新小金井街道)	都道256号(甲州街道)

【大震災時における交通規制図〔第一次〕】



出典：東京都「東京都地域防災計画 震災編（令和元年修正）」

【大震災時における交通規制図〔第二次〕】



出典：東京都「東京都地域防災計画 震災編（令和元年修正）」

第2部第4章

2 鉄道施設 《西武鉄道・JR東日本等》

災害時において、被害を最小限に止め、輸送の確保を図ることは交通機関の責務である。特に多数の人員を高速で輸送している鉄道は、直接人命にかかわる被害が発生するおそれがあるため、各交通機関では機敏かつ適切な応急措置を次により実施する。

鉄道は、都市機能の確保に重要な役割を果たすことから、早急な復旧が必要である。このため、鉄道機関は、応急対策を実施し、直ちに被災施設の復旧を行い、輸送の確保を図る。

機 関 名	対 策 内 容
西 武 鉄 道 J R 東 日 本	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部等の設置 ○災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡の実施 ○徐行等の運転規制の実施 ○乗客の避難誘導の実施 ○負傷者救護の優先的実施

3 河川及び内水排除施設 《都市整備部班・北多摩北部建設事務所》

地震、洪水等により堤防、護岸、排水施設等に破損等の被害が発生した場合、各施設の管理者は被災状況を速やかに調査し、その施設の応急対策に努めるとともに全力をもって排水を行う。

【対策内容と役割分担】

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○水防活動と並行して管内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告するとともに、必要な措置を実施するものとする。
北 多 摩 北 部 建 設 事 務 所	<ul style="list-style-type: none"> ○災害が発生した場合、直ちに、堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努め、必要な応急措置を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・都が管理する河川管理施設については、応急復旧対策を全般的に実施 ・市の実施する応急措置に関し、必要に応じて備蓄資器材の提供、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断の下に実施 ・巡回・点検及び応急対策については、災害時における応急対策に関する協定により対処するものとする。

4 ライフライン施設の応急対策 《都市整備部班・都・東京電力グループ・東京ガスグループ・ガス事業者・各通信事業所》

水道、下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設は、都市化の進展とともにますます高度化、複雑化し、各施設の相互依存の関係も著しく高まっている。

災害時に、これらライフライン施設の一部が被災した場合、都市機能そのもののマヒにつながるおそれもあり、市民生活への影響は極めて大きい。このため、ライフライン関係機関では、それぞれ万全の活動態勢を確立し、相互に連携を保ちながら、応急対策、危険防止のための諸活動等を迅速に実施する。

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道の異常箇所等についての情報収集及び連絡を徹底する。 ○下水道施設の点検・被害調査を実施する。 ○被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合の応急措置を講じる。 ○大規模停電が発生した場合は、東京電力グループとの災害協定に基づき、相互に協力して停電情報及び道路・河川等の情報共有、重要施設の優先復旧、広報活動を実施する。
東京都水道局 立川給水管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> ○異常箇所等についての情報収集及び連絡を徹底する。 ○施設の点検・被害調査を実施する。 ○被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合の応急措置を講じる。
東 京 電 力 グ ル ー プ	<ul style="list-style-type: none"> ○資機材の調達・輸送 ○震災時における危険予防措置 ○応急工事 ○災害時における電力の融通
東京ガスグループ ガ ス 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ○被害情報の収集 ○事業所設備等の点検 ○製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止等の措置 ○ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置 ○被害推定に基づく応急措置 ○遠隔再稼働による速やかなガス供給再開 ○資機材等の調達 ○移動式ガス発生設備による臨時供給 ○避難所等へのLPガス供給
各 通 信 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集 ○重要通信の確保による応急復旧対策、広報活動等 ○災害対策用機材、車両等の確保 ○通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策

(2) 下水道施設の対策 《都市整備部班》

災害時における下水道施設の被害については、汚水、雨水の排除に支障のないように応急措置を講じ、排水の万全を期するため必要な事項を定める。

ア 震災時の活動態勢

清瀬市下水道事業業務継続計画(清瀬市下水道BCP)に基づき、下水道施設の被害に対し、迅速に応急活動を行い、東京都下水道局流域下水道本部へ被害状況の報告を行う。

イ 応急対策

(ア) 災害復旧用資機材の整備

下水道管渠の被害に対し、迅速に応急措置活動を実施するため、復旧に必要な資機材のうち、市が保有するもので対応できない場合は、清瀬管工事組合等

関係業者の協力を得る。

(イ) 応急措置

- ① 下水道管渠及びマンホールポンプの破損に対しては、被害状況を把握し、仮復旧の計画を立て、汚水・雨水の排除に支障のないように迅速に応急措置を講じる。
- ② 工事施工中の箇所においては、請負者に被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

(3) 上水道施設の対策 《都》

都は、地震発生により水道施設に甚大な被害が発生した場合等に、給水対策本部を設置し、災害時における飲料水の確保及び被害施設の復旧に対処するため、必要な人員及び車両の確保、情報の収集連絡態勢等を確立する。復旧にあたっては、施設の被害についての情報の収集・分析をとおして、適切な復旧方針を決定し、配水調整により断水地域の減少に努める。

ア 活動態勢

(ア) 給水対策

災害が発生した場合、必要な対策を迅速かつ効果的に実施するため、都の水道局立川給水管理事務所は、応急的な給水活動に対処する。

(イ) 動員体制の確立

災害時において、飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動等に従事する要員を確保するため、あらかじめ職員の配備態勢を確立しておく。

(ウ) 応急連絡体制の確立

災害時の連絡は、一般加入電話による通信連絡が不能となることを想定して、応急連絡体制の確立を図る。

イ 施設の点検

災害発生後、速やかに水道施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。

(ア) 浄水施設及び給水所等の被害調査は、速やかに各施設において行う。

- (イ) 管路については、予め定めた重要点検箇所の巡回点検を実施し、管路の水圧、漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物にあつては被害の程度等の把握に努める。点検に先立ち、浄水場、給水所等のポンプ運転状況、管路テレメータ記録等から異常箇所の情報を把握する。

【重要点検箇所】

- 首都中枢機関等への供給管路
- 第一次重要路線(送水管及び主要配水本管)及び第二次重要路線(第一次重要路線に準ずる管路)
- 応急給水施設、避難所等に至る路線
- 緊急啓開道路、鉄道及び主要道路の横断箇所
- 河川に係る道路管理者又は河川管理者の指示による点検箇所

ウ 応急措置

被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び拡大するおそれ

がある場合には、速やかに次の応急措置を行う。

(ア) 送・配水管路

- ① 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。
- ② 管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、速やかに配水調整を行う。配水調整作業は、浄水場から給水所への送水及び主要幹線機能の確保を優先し、各路線の上流側から順次進める。また、浄水場及び給水所の運転状況や管路復旧作業の進捗にあわせ、再調整を実施する。

(イ) 給水装置

倒壊家屋、焼失家屋及び所有者が不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

(4) 電気施設 《東京電力グループ》

災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を講じ、施設の機能を維持するための必要な事項を定める。

ア 活動態勢

地震が発生したとき、東京電力グループは非常態勢の発令をするとともに次に掲げる非常態勢を編成し、非常災害対策活動を行う。

(ア) 非常態勢の組織

- ① 非常態勢の組織は、本店、店所、及び本店、店所が指定する事業所(以下「第一線機関等」という。)を単位として、次表のとおり編成する。

事業所	非常体制の組織	機能
本店	非常災害対策本部	○本店における非常災害対策活動の実施 ○全事業所において実施される非常災害対策活動の総括・指揮
店所	非常災害対策本部	○自事業所における非常災害対策活動の実施 ○自店所に所属する事業所において実施される非常災害対策活動の総括・指揮
第一線機関等	非常災害対策支部	○自事業所における非常災害対策活動の実施

- ② 非常態勢の組織は、非常事態の発令に基づき設置する。ただし、供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合については、自動的に非常態勢に入る。

(イ) 非常態勢の発令と要員の確保

① 非常態勢の発令

種別	情勢	発令者	
		本店	店所、第一線機関等
第1非常態勢	○被害の発生が予想される場合 ○災害が発生した場合	総務部長	それぞれの長
第2非常態勢	○大規模な被害が発生した場合 ・大規模な被害の発生が予想される場合を含む。	副社長	それぞれの長
第3非常態勢	○大規模な被害が発生し、停電復旧の長期化が予想される場合 ○判定会が招集された場合 ○警戒宣言が発せられた場合	社長、東海地震注意情報並びに警戒宣言発令時には総務部長	それぞれの長

② 要員の確保

非常態勢の発令の伝達があった場合は、対策要員は速やかに所属する非常災害対策本(支)部に、参集する。なお、供給区域内において、震度6弱以上の地震が発生し、自動的に非常態勢に入る場合は、社員はあらかじめ定められた基準に基づき、所属事務所に参集する。また、交通の途絶等により、所属する事業所に参集できない社員は、最寄りの事業所に参集し、所属する事業所に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(ウ) 非常災害対策活動

非常態勢が発令された場合、若しくは、供給区域内で震度6弱以上の地震の発生により、対策本(支)部が設置された場合には、非常災害対策活動に関する一切の業務は、対策本(支)部のもで行う。

(エ) 情報連絡活動

災害が発生した場合は、店所および第一線機関等の本(支)部長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに上級本(支)部に報告する。

① 一般的被害情報等

② 当社被害情報等

イ 応急対策

(ア) 資機材の調達・輸送

① 資機材の調達

第一線機関においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

a 第一線機関相互の流用

b 本社対策本部に対する応急資機材の請求

災害地及び当該店所との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予測される場合は、本社対策本部で復旧資材所要数を想定し、当該店所宛て緊急出荷をし、復旧工事の迅速化に努める。

② 資機材の輸送

非常災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている輸送会社の車両等により行うが、なお輸送力が不足する場合には、他の輸送会社及び他電力会社、電源開発株式会社からの車両等の調達を対策本部において適宜行って、輸送力の確保を図る。

(イ) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、震災時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に対する円滑な防災活動のため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講じる。

(ウ) 災害時における応援の組織・運営

本社本部及び店所本部は、被害が多大な被災地の店所本部及び第一線機関支部のみの災害活動では早期復旧が困難であると判断した場合には、他店所本部、支部及び請負会社に復旧応援隊の編成を要請し、被害・復旧状況を勘案した上、必要な応援隊を出動させる。

(エ) 応急工事

応急工事の実施にあたっては、原則的に人命にかかわる箇所、復旧対策の中核となる官公庁、報道機関、避難所等を優先するなど災害状況、各施設の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから行う。

(オ) 災害時における電力の融通

各電力会社と締結した「全国融通契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。

(カ) その他

大規模災害で、管内の工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要と判断される場合には、本店対策本部は自衛隊の派遣を要請する。なお、この場合の要請は、都の災害対策本部を経由して行う。

(5) ガス施設 《東京ガスグループ》

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

ア 震災時の活動態勢

(ア) 非常災害対策本部の設置

地震、風水害等の非常災害が発生した場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、本社に非常災害対策本部を設置するとともに、必要な要員は自動参集する。

(イ) 災害時の非常体制

種別	状況	発令者	
第1次非常体制	○被害又は被害予想が軽度又は局部の場合	(一次) 東京ガス株式会社 社長	(代行者) 東京ガス株式会社 副社長又は、東京ガスネットワーク株式会社 供給指令センター所長
第2次非常体制	○被害又は被害予想が中程度の場合		
第3次非常体制	○被害又は被害予想がはなはだしい場合		

イ 応急対策

(ア) 災害時の初動措置

- ① 官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被災情報等の情報収集
- ② 事業所設備等の点検
- ③ 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止
- ④ ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置
- ⑤ その他、状況に応じた適切な措置

(イ) 応急措置

- ① 被害状況に応じてあらかじめ定めたBCP(事業継続計画)を発動し、復旧業務と最低限必要な通常業務の両立を図る。
- ② 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- ③ ガス供給設備等に設置した地震センサーの観測状況に応じて、迅速な被害把握に努め適切な応急措置を行う。

④ 被害が軽微な供給停止地域については、遠隔再稼働等を行い、速やかなガス供給再開に努める。

⑤ その他現場の状況により、二次災害防止のため適切な措置を行う。

(ウ) 資機材等の調達

復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、平素から分散して備蓄する。次のいずれかの方法により確保する。

(エ) 車両の確保

本社地区に、緊急車・工作車を保有しており、常時稼働可能な態勢にある。また、主要な車両には無線機を搭載している。

(6) LPガス 《東京都LPガス協会》

震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都LPガス協会が協力し、避難所等にLPガスを救援物資として供給するよう努めることとする。

(7) 通信施設 《清瀬郵便局・NTT東日本等》

災害時における通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因となるとともに、社会的混乱が生ずるおそれがあるなどその影響は大きい。このため、災害時における通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、復旧等についての応急対策について必要な事項を定める。

ア 震災時の活動態勢

(ア) 清瀬郵便局

① 非常災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要に応じて非常災害対策本部又はそれに準ずる対策機関を設置して、災害に的確に対処する。非常災害対策本部は、迅速かつ的確な情報連絡により次の業務を行う。

- a 被害状況等情報収集・周知連絡及び広報活動
- b 郵便・為替貯金・簡易保険の各業務運行の確保
- c 要員配置、被災職員の援護等
- d 応急用事業物品の調達、輸送災害応急対策等
- e 被災した郵便局舎・設備等の復旧
- f その他

② 職員の動員

各局所の長は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に備え、所属職員の一部又は全部の者が防災に関する措置にあたるよう配置計画等を立て動員順位等を定める。

③ 情報連絡

各局所の長は、迅速かつ的確な活動ができるよう、他の指定行政機関及び公共機関との間並びに地方公共団体との間において、緊密な連携の確保に努める。

(イ) NTT東日本

① 非常態勢の区分

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次に定める態勢により対処する。

	非常態勢の区分	非常事態の情勢
準備	警戒態勢	○災害の発生が予想される場合
アクション	第1非常態勢	○激甚災害(国に緊急災害対策本部が設置される規模の災害)が発生した場合
	第2非常態勢	○大規模な災害(各会社が単独で対応できず支援が必要な規模の災害)が発生した場合 ○警戒宣言が発せられた場合
	第3非常態勢	○中規模な災害(各会社が単独で対応できる規模の災害)が発生した場合 ○東海地震注意情報が発せられた場合

② 災害対策組織

- a 非常態勢に対応する災害対策組織をあらかじめ編成しておく。
- b 対策組織を次のとおり区分する。

対策組織	機能
情報連絡室	○非常災害の発生に備えた対策活動及び情報共有活動の実施 ○非常災害の発生時の対策活動及び情報共有活動の実施
支援本部	○非常災害対策活動の支援
地震災害警戒本部	○東海地震の発生に備えた対策活動の実施
災害対策本部	○非常災害対策活動の実施
緊急災害対策本部	○緊急災害対策活動の実施

イ 応急対策

(ア) 清瀬郵便局

① 郵便物の送達確保

被災地における郵便の運送、集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様と規模に応じて、運送集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時運送便、臨時集配便の開設等適宜の応急措置を講じる。

② 郵便局の窓口業務の維持

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった場合は、仮局舎急設による迅速な窓口業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保、窓口取扱時間及び取扱日の変更等の措置を講じる。

(イ) NTT東日本

① 通報、連絡

各対策組織相互の通報・連絡は、情報を統括する組織を窓口として行う。

② 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係機関相互間の連絡、周知を行う。

- a 気象情報、災害予報等
- b 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況
- c 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況

- d 被災設備、回線等の復旧状況
- e 復旧要員の稼働状況
- f その他必要な情報

③ 警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて、次に掲げる事項について警戒の措置をとる。

- a 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置すること。
- b 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させること。
- c 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検を行うこと。
- d 災害対策用機器の点検と出動準備、若しくは非常配備並びに電源設備に対し必要な措置を講じること。
- e 防災のために必要な工事用車両、資材等を準備すること。
- f 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講じること。
- g その他、安全上必要な措置を講じること。

④ 重要通信のそ通確保

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

- a 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。
- b 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。
- c 非常・緊急通話又は非常、緊急電報は、電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと。
- d 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。
- e 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。

⑤ 被災地特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には避難所等に、り災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

⑥ 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

第4節 復旧対策

災害が発生した場合、各公共土木施設等の施設管理者は、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための復旧措置を講じるものとする。

1 道路・橋りょう 《道路交通課・北多摩北部建設事務所・東村山警察署》

(1) 対策内容と役割分担

道路の障害物の除去及び搬出、復旧等を行う。

ア 対策内容

機 関 名	対 策 内 容
市	○市道上の障害物除去(車両移動を含む。)及び復旧の実施
北多摩北部建設事務所	○都道上の障害物除去(車両移動を含む。)及び復旧の実施

(2) 詳細な取組内容

ア 速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行う。

イ 市道の被害を受けた道路の応急復旧計画を速やかに策定し、市内の協力業者に依頼し応急復旧工事を行う。

ウ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
市	○道路・橋りょう及び道路付属物が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件及び沿道等の復旧計画と調整のうえ、被害を受けた施設を復旧する。公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・道路の陥没又は亀裂により交通が不可能又は著しく困難なもの。 ・道路の陥没又は亀裂で、これを放置することにより二次被害を生ずるおそれがあるもの。
北多摩北部建設事務所	○復旧作業は、緊急道路障害物除去を最優先に行うこととし、協力業者と連携し作業を行う。なお、緊急通行車両の通行確保等のため緊急を要する場合、道路管理者は管理する道路の区間を指定して通行障害となる車両等の運転者に車両の移動を命じ、運転者不在等の場合は自ら車両の移動等を行うことができる(災害対策基本法第76条の6)。その後、道路の被災箇所、放置すると二次被害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業及び障害物の搬出を逐次行う。また、平時から応急作業に使用できる建設機械等の把握を行う。

2 鉄道施設 《西武鉄道・JR東日本》

災害時において、交通機関は早急な復旧作業を実施する。鉄道は、都市機能の確保に重要な役割を果たすことから、早急な復旧が必要である。このため、鉄道機関は、応急対策を実施し、直ちに被災施設の復旧を行い、輸送の確保を図る。

ア 対策内容

機 関 名	対 策 内 容
J R 東 日 本 西 武 鉄 道	○緊急点検の実施 ○施設の被害状況に応じた復旧の実施

3 河川及び内水排除施設 《下水道課・道路交通課・北多摩北部建設事務所》

地震、洪水等により堤防、護岸、排水施設等に破損等の被害が発生した場合、各施設の管理者は被災状況を速やかに調査し、その施設の復旧に努め、排水を実施する。

(1) 緊急に復旧すべき施設

河川及び内水排除施設の管理者は、管理する施設が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、被害を受けた施設を復旧する。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

ア 堤防の破堤、護岸、天然河岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの。

イ 堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの。

ウ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの。

エ 河川の埋そくで流水の疎通を著しく阻害するもの。

オ 護岸、床止、又は天然河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの。

4 ライフライン施設の復旧対策 《都・東京電力グループ・東京ガスグループ・各通信事業者》

水道、下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設は、都市化の進展とともにますます高度化、複雑化し、各施設の相互依存の関係も著しく高まっている。災害時に、これらライフライン施設の一部が被災した場合、都市機能そのもののマヒにつながるおそれもあり、市民生活への影響は極めて大きい。このため、ライフライン関係機関では、それぞれ万全の活動態勢を確立し、相互に連携を保ちながら、応急対策、危険防止のための諸活動等を迅速に実施する。

(1) 対策内容と役割

機 関 名	対 策 内 容
市	○下水道管路の復旧対策の実施
東 京 都 水 道 局 立川給水管理事務所	○取水・導水施設の復旧対策 ○浄水・配水施設の復旧対策 ○送・配水管路、給水装置の復旧対策
東京電力パワーグリッド株式会社 武蔵野支社	○電力供給上復旧効果の大きいものから実施
東京ガスグループ ガス事業者	○二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施
各 通 信 事 業 者	○応急復旧工事、本復旧工事の順で実施

(2) 水道施設 《都》

災害時における飲料水の確保及び被害施設の復旧に対処するため、必要な人員及び車両の確保、情報の収集連絡態勢等を確立する。復旧にあたっては、施設の被害についての情報の収集・分析をとおして、適切な復旧方針を決定し、配水調整により断水地域の減少に努める。

ア 管路の復旧計画

復旧にあたっては、随時、配水系統の変更等の再調整を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度、被害箇所の重要度、給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。なお、資機材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

イ 送・配水管路における復旧活動

断水区域を限定し、可能な限り給水を継続しながらあらかじめ定めた以下の優先施設から順次復旧する。

(ア) 首都中枢機関等への供給管路

首都中枢機関等を保持するための当該施設に至る管路

(イ) 第一次重要路線

送水管及び広大な区域をもつ配水本管

(ウ) 第二次重要路線及び配水小管重要路線

配水本管及び小管の骨格となる路線

(エ) (ア)から(ウ)までのものを除くほか、給水上、特に重要な路線

応急給水施設、避難所等に至る管路

ウ 給水装置の復旧活動

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕の申し込みがあったものについて応急措置を行う。なお、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。

(3) 下水道施設 《下水道課》

応急措置により仮復旧状態の下水道施設においては、周辺の被害状況や仮復旧の状況などを勘案したうえで、復旧計画を立案し、本復旧を計る。

ア 管渠施設

管渠施設は、管の継ぎ手のズレ、ひび割れなど被害箇所から土砂が流入し、管渠の流下機能が低下することも予想される。そのため、震災後も情報収集に努めるとともに、必要な管渠施設の点検を行い、被害の程度に応じて応急措置あるいは本復旧を図る。また、災害対応要員が不足する場合は、東京都下水道局流域下水道本部へ支援要請の依頼を行う。

イ 下水道施設の復旧計画

被害が発生したときは、主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、次のとおりとする。

(ア) 重要な幹線管渠施設

(イ) その他の幹線管渠

- (ウ) 枝線管渠
- (エ) ます、取付管等

(4) 電気施設 《東京電力グループ》

災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を講じ、施設の機能を維持するため必要な事項を定める。

本復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等によりやむを得ないものについては、仮復旧工事を施す。各設備の復旧は、災害状況、被害状況、被害復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた復旧順位により実施する。

(5) ガス施設 《東京ガスグループ》

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

(6) LPガス 《東京都LPガス協会》

ア LPガスの供給

地震により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都LPガス協会が協力し、避難所等にLPガスを救援物資として供給するよう努めることとする。

イ LPガス施設の復旧

LPガスの使用の再開にあたっては、安全の確認を十分に行う必要がある。このため、都は一般社団法人東京都LPガス協会の点検体制の確立について支援を行う。

(7) 通信施設 《清瀬郵便局・NTT東日本》

災害時における通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因となるとともに、社会的混乱が生ずるおそれがあるなどその影響は大きい。このため、災害時における通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、復旧等についての応急対策について必要な事項を定める。

ア 清瀬郵便局

日本郵便東京支社非常災害対策本部は、被災地の郵便局長に対して、災害復旧に対する恒久的な措置を講じるよう指示する。

イ NTT東日本

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

- (ア) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (イ) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。
- (ウ) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。